

想いをつなぐ手話言語条例と 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用 の促進に関する条例が制定されました

令和7年中標津町議会 12月定例会(12/8月)に「議案第83号 中標津町想いをつなぐ手話言語条例制定について」及び「議案第84号 中標津町障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定について」が一括上程され、石垣敏町民生活部長より提案理由の説明が行われました。

その際、手話通訳者の中屋敷いづみ氏が横に立ち、手話での説明も同時に行われました。

○後藤議長　日程23、議案第83号、中標津町想いをつなぐ手話言語条例制定について及び日程24議案第84号、中標津町障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定については、関連がございますので一括上程いたします。議案第83号及び議案第84号の提案理由の説明を求めます。町民生活部長。

○町民生活部長　上程になりました議案第83号、中標津町想いをつなぐ手話言語条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。本条例制定につきましては、令和5年8月に一般社団法人釧路聴力障害者協会根北支部、中標津手話の会、北海道手話通訳問題研究会道東支部根室班の3団体から、本町における手話言語条例の制定に関する要望書が提出されたことから、これまで条例制定に向けた検討を進めてまいりました。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話及び手話を必要とする人に対する理解の促進並びに手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが心を通わせることができる共生社会を実現することを目的として、中標津町想いをつなぐ手話言語条例を制定するものでございます。

それでは、条文の説明を申し上げます。議案書では23ページからでございますが、別冊で配付しております条例制定説明資料により御説明申し上げますので、資料の18ページを御覧いただきたいと存じます。

1、制定趣旨、前文でございますが、手話は手や指、体の動きや顔の表情を使って視覚的に表現する言語であり、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語です。手話は手話を必要とする人にとって大切な言語として育まれ、そして、一つの文化として脈々と受け継がれてきました。

しかし、過去を振り返るとき、手話は言語とは認められず、手話を使うことに多くの制約を受けてきた長い歴史があります。手話を必要とする人は、様々な場面で不便や不安を感じながら生活せざるを得ませんでした。

こうした中にあって、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話が含まれるものと定義され、手話が言語であることが国際的に認め



手話通訳者の中屋敷いづみ氏（左）・説明する石垣敏町民生活部長

られました。

一方、我が国においても、平成 23 年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることが初めて明文化されました。

手話を必要とする子どもから高齢者までの、誰もが地域で安心して暮らすためには、言語である手話を身につけ、手話を学び、手話を使うことができる環境をつくり、共に手話を育んでいくことが必要です。

町民のみならず、観光で訪れる人、仕事で訪れる人にも、ようこそと手話で挨拶が交わされるような町になることを願い、手話を通じて一人一人の想いがつながる中標津町の実現を目指し、この条例を制定するものでございます。

2、制定内容でございますが、第 1 条は目的で、この条例を定める目的について定めております。

第 2 条は用語の定義で、この条例において使用される用語のうち、その意義を明確にすべきものとして、手話を必要とする人、手話言語、町民及び事業者の定義を定めております。

19 ページに参りまして、第 3 条は基本理念で、手話及び手話を必要とする人に対する理解の促進並びに手話の普及、権利の尊重、手話を育むことを定めております。

第 4 条は町の責務で、基本理念にのっとり、町民及び事業者の理解を広め、環境整備の施策を推進すると定めております。

第 5 条は町民及び事業者の役割で、町民、手話を必要とする人、事業者、それぞれの役割を定め、町が推進する施策への協力、理解の促進、手話の普及、合理的な配慮に努めると定めております。

20 ページにまいりまして、第 6 条は施策の推進で、町が総合的かつ計画的に推進する手話言語に関する施策として、手話言語に対する町民及び事業者の理解の促進並びに手話の普及、手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の確保及び養成等について定めております。

第 7 条は懇談会の設置で、共に手話を育むことを念頭に、手話を必要とする人、関係者の意見を聞くため、懇談会を設置すると定めております。

第 8 条は財政上の措置で、施策を推進するために必要な財政上の措置について定めております。

第 9 条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、条文の表現方法につきましては、子どもたちにも親しみやすい条例となるよう、中標津町自治基本条例を参考に、前文、本則、附則、いずれもですます調を基調としております。

以上、中標津町想いをつなぐ手話言語条例制定について、提案理由の説明に代えさせていただきます。

続きまして、議案第 84 号、中標津町障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例制定につきましては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するための施策を推進することにより、共に学び、共に働き、誰もが心を通わせることができる共生社会を実現することを目的とし、中標津町障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定するものでございます。

それでは、条文の説明を申し上げます。議案書では 26 ページからでございますが、別冊で



配付しております条例制定説明資料により御説明を申し上げますので、資料の21ページを御覧いただきたいと存じます。

1、制定趣旨、前文でございますが、日々の暮らしの中で、お互いの意思や感情を伝え合うためにコミュニケーションはなくてはならないものですが、その方法は人によって様々です。

例えば聴覚に障がいのある人にとっての手話や要約筆記、視覚に障がいのある人にとっての点字や音訳など、それぞれの障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段があります。

しかしながら、このような障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解や利用しやすい環境の整備は十分に進んでいるとは言えず、円滑にコミュニケーションを図ることが困難であるがゆえに生じる社会的障壁が現実に存在します。

こうした社会的障壁を取り除くためには、コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が必要であり、障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する合理的な配慮が求められます。

障がいの有無にかかわらず、全ての町民が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる中標津町を目指し、この条例を制定するものでございます。

2、制定内容でございますが、第1条は目的で、この条例を定める目的について定めております。

第2条は用語の定義で、この条例において使用される用語のうち、その意義を明確にすべきものとして、障がいのある人、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段、社会的障壁、町民及び事業者の定義を定めております。

22ページにまいりまして、第3条は基本理念で、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進、手段の選択、利用する権利、権利の尊重、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合うことを定めております。

第4条は町の責務で、基本理念にのっとり、町民及び事業者の理解を広め、社会的障壁を取り除くための施策を推進すると定めております。

第5条は町民及び事業者の役割で、町民、事業者が基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策への協力、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮に努めると定めております。

23ページにまいりまして、第6条は施策の推進で、町が推進する施策として、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解の促進及び普及、利用しやすい環境の整備等について定めております。

第7条は災害時における措置で、災害その他の非常事態において、必要な情報の取得、コミュニケーションについての必要な措置について定めております。

第8条は障がいのある人等の意見の尊重で、施策の推進に当たっては、障がいのある人、保護者、関係者の意見を聴き、尊重するよう努めると定めています。

第9条は障害者計画との関係で、町が障害者計画を策定し、または変更する場合には、この条例趣旨を踏まえると定めております。

24ページにまいりまして、第10条は財政上の措置で、施策を推進するために必要な財政上の措置について定めております。

第11条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則といいたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。



手話での説明を見守り可決を願う関係者の皆さん(後方)

なお、条文の表現方法につきましては、前段御説明申し上げた議案第83号と同様に、です
ます調を基調としております。

以上、中標津町障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
制定について、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○後藤議長 一括上程の提案理由の説明が終わりました。提案説明に対し質問を受けます。

(なし)

○後藤議長 質問なしと認めます。

**令和7年中標津町議会 12月定例会(12/12金)に「議案第83号 中標津町想いをつなぐ手話言語条例制定について」及び「議案第84号 中標津町障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定について」の採決が行われました。
関係者が傍聴される中、両議案とも全員起立で可決されました。**

○後藤議長 一括上程した議案第83号、中標津町想いをつなぐ手話言語条例制定について、ほ
か1件の質疑を受けます。

(なし)

○後藤議長 なければ質疑を終わります。これから討論を行います。一括上程いたしました議
案第83号ほか1件の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

○後藤議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。それでは、議案第83号を採決し
ます。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立
願います。

(全員起立)

○後藤議長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○後藤議長 次に議案第84号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案の
とおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○後藤議長 起立全員です。よって本案は原案のとおり可決されました。



条例制定を祝して記念撮影(関係者の皆さんと町長、議会議員)

※この様子は「YouTube 北海道中標津町議会」でも録画配信しています。
ぜひご覧ください。 <https://www.youtube.com/@nakashibetsucyoubikai>

